

はじめに

県教育委員会では、平成30年9月の「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（第三者委員会）」第3号案件の指摘や提言、平成30年10月から12月にかけての「いじめ対策総点検」で明らかになった課題などを踏まえ、いじめ対策の全般を見直し、学校「組織」の強化、教員の「意識」改革などを大きな柱として、県内のいじめ対策を再構築することとしております。

このたび、外部有識者の検討のもと、「新潟県いじめ防止基本方針」（H26.3制定、H30.2改定）のマニュアルを作成しました。

県立学校においては、このマニュアルを参考に、自校の基本方針などのマニュアル化を進め、組織的ないじめ防止対策や教員の共通認識を図るための校内研修の充実に努めてほしいと考えています。

校長のマネジメントのもと、いじめ対策推進教員をはじめとし、すべての教職員でいじめ対策をすすめるとともに、保護者や地域と一体となっていじめから生徒を徹底して守る体制の充実を図るようお願いします。

平成31年3月

いじめ対策等検討会議

新潟県教育委員会